

入札に関する注意事項

1. 入札方法	本入札は京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。ただし、やむを得ない事由がある時は、発注者の承諾を受けて紙による入札を行うことができます。 入札は、入札書提出締切日時までに有効な入札書を提出した者のみによって行います。 入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。
2. 設計図書の入手方法等	ア 原則として、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。 イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、指導検査課へ問い合わせの上、入手すること。（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））
3. 入札保証金	免除（木津川市契約事務規則第4条第2項）
4. 落札者の決定	税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定する。
5. 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。
6. 内訳書の提出	ア 入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。 イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。 ウ 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は本通知で指示した金抜設計書の項目に一致させ、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。 エ 業務費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）を記載すること。 オ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
7. 入札の中止	入札参加者が1名の場合は、入札を行わない。
8. 無効	次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者。 イ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をした者。 ウ 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者。 エ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者。 オ その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札。 カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者。 キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者。 ク 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者。 ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者。 コ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者。ただし、入札保証金免除の場合は、この限りではない。

	サ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出できていない者。 シ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札。 ス 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提出した者。 セ 入札通知日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置がなされている者。 ソ その他、入札条件に違反した者。
9. 契約書	落札者の決定後、基準契約書Fを指導検査課で購入の上、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。
10. 違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5の相当額の違約金を徴収する。
11. 契約保証金	免除（木津川市契約事務規則第30条第2項）
12. 支払条件	(1) 前 払 金 有（請求があった場合、契約金額の3割以内の金額を前払いする。ただし、契約金額が100万円以下になる場合は、前払いしないものとする。） (2) 中間前払金 無 (3) 部 分 払 無
13. 入札の辞退	入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。辞退する場合、入札書を提出するまでの間は電子入札システムにおいて辞退の登録を行うものとし、入札書を提出以降、開札の開始に至るまでの間は入札辞退届を持参すること。また、電子入札における紙入札者は、開札の開始に至るまでに入札辞退届を持参すること。 なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。
14. 入札閲覧設計図書に関する質疑	入札閲覧設計図書に関する質疑があれば、指定の様式に記入し、指導検査課へ提出すること。なお、提出した場合は、必ず指導検査課に受領確認の連絡をすること。 提出期限 入札通知書に記載の入札条件による 提出方法 電子メールによる（メールアドレス：shido@city.kizugawa.lg.jp） 回答日時・方法 質疑締切日から、土・日・祝日を除く3日以内に入札情報公開システムに掲載する。
15. 最低制限価格の有無	無
16. その他	ア 木津川市契約事務規則、木津川市工事等電子入札運用基準、木津川市工事等競争入札心得、入札参加にあたっての留意事項の定めるところによるものとし、これらを遵守すること。 イ 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。 ウ 開札後、契約を締結するまでに木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。 エ 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。 なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。 オ 木津川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当した場合は本指名を取り消します。 カ 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。 キ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。